

出先機関用

高松市業務継続計画

[地震・津波対策編]



令和5年12月修正
高松市

目 次

第1章	基本的事項		
1	目的	1
2	計画の位置づけ	3
3	基本方針	4
第2章	検討		
1	対象及び実施体制	4
2	想定する地震	5
第3章	業務継続体制の確立		
1	出勤職員数の算定	8
2	出勤困難職員	8
3	避難者の状況	8
4	指揮命令系統	9
第4章	非常時優先業務の検討	9
第5章	業務継続体制の向上		
1	職員への教育・訓練	10
2	計画の見直し	10
第6章	個別事項の対応		
1	沿岸部における対応	11
2	山間部における対応	11
3	島しょ部における対応	11
4	市町間連携の実効性の確保	12
参考資料		13
非常時優先業務表		19

業務継続計画（BCP）について

業務継続計画（以下「BCP」Business Continuity Plan という。）は、平時から各部署において非常時優先業務を特定し、災害時に適切な業務執行を行うことを目的とするが、その策定過程において、部署ごとの役割を明確にすることとともに、災害時における組織としての行動イメージを認識することが最大の目的である。その結果、大規模災害が発生した際には、災害対策本部の指示を待たずに、必要な業務を各部署において積極的に実行していくことが可能になる。

大規模災害発生直後は、災害対策本部は住民の避難体制の確立のため、自衛隊や警察を始め、各関係機関との調整に追われることになるため、予め計画されている事項については、協議することなく速やかに実行に移したほうが、時間的ロスが少なく優先業務がスムーズに執行できる。

また、大規模災害時には、通信手段も制限され、電話も通じにくくなることから、限られた回線を災害対應用務に使用するため、職員の安否確認は、本庁からは基本的に行わない。予め定めた計画に基づき、自主的に登庁することを基本とし、何らかの理由で登庁できない場合は、通信手段が回復してから、職員側から連絡することとするものである。

本計画（出先機関用）は、専門的な業務に取り組む出先機関の非常時優先業務を洗い出し、本市の災害対応を迅速に行うために作成したものである。

〈行政のBCP〉

- ・被害影響に基づき、地域継続戦略・業務継続戦略等の「基本方針」を決定する。
- ・地域防災計画に基づき、災害時応急対策業務や平時の所掌事務等に対し、被害状況を想定しながら、業務の洗い出しや優先順位を付ける。
- ・非常時優先業務に対する全庁的な人員・対応資源を調整配分のもと、業務継続体制を確保する。

〈民間企業のBCP〉

- ・経営を継続させるために必要な中核事業（主力商品など）を特定する。
- ・経営を継続させるための稼動に必要な手段や資源を洗い出す。
- ・経営を継続させるために必要な資源（人、物、資金、情報等）が使用不可能な状態を想定し、早期復旧手段と代替手段を講じる。

第1章 基本的事項

1 目的

暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害が発生した場合、市町村は、基礎自治体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護する責務を有するため、災害応急対策及び復旧・復興対策を実施する重要な役割を担うことになる。

一方、市民生活に必要な不可欠な行政サービスは継続しなければならないため、業務が適切に継続できる体制づくりが必要とされる。

これらの災害の中でも、本市に大きな被害をもたらすと想定される南海トラフ地震については、その発生確率が年々高まりつつある。

そこで、発災により人、物、情報及びライフライン等、利用できる資源が制約され、市の機能が低下する状況であっても、応急業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を最優先に実施するとともに、非常時優先業務に必要な資源の確保・配分を全庁的に調整し、業務立上げ時間の短縮と発災直後の業務レベルの向上による、本市業務の円滑な遂行を目的として、「高松市業務継続計画（地震・津波対策編）」を策定する。

本計画は高松市役所における計画であるが、大規模災害時においては、他の地方公共団体等への応援が必要とされる場合がある。想定している南海トラフ地震では、本市よりも高知・徳島両県における被害が甚大であると予想され、四国が本州から孤立してしまった場合は、比較的被害の少ない本市は業務を継続しながら四国の他県への支援の実施を想定し、今後、この計画を基礎に関係業務を整備していくこととする。

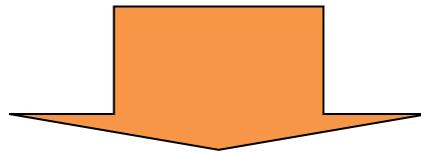
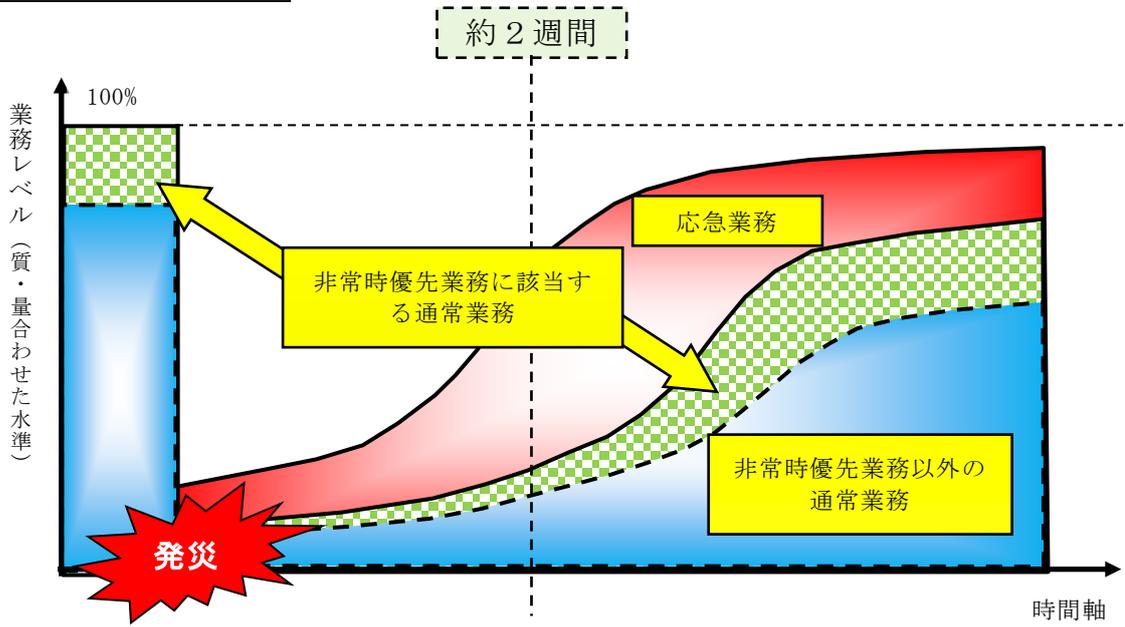
【非常時優先業務とは】

非常時優先業務は、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務などの応急業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。

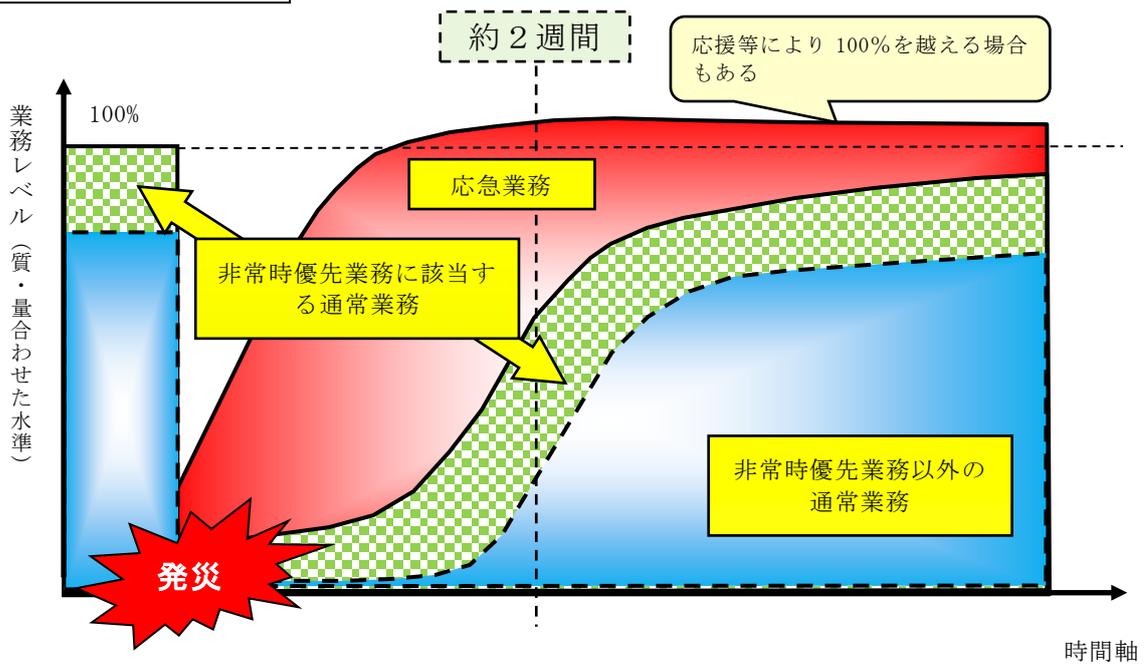
発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の継続の支障とならない範囲で実施する。

【業務種別の発災後の業務量推移イメージ】

業務継続計画の導入前



業務継続計画の導入後

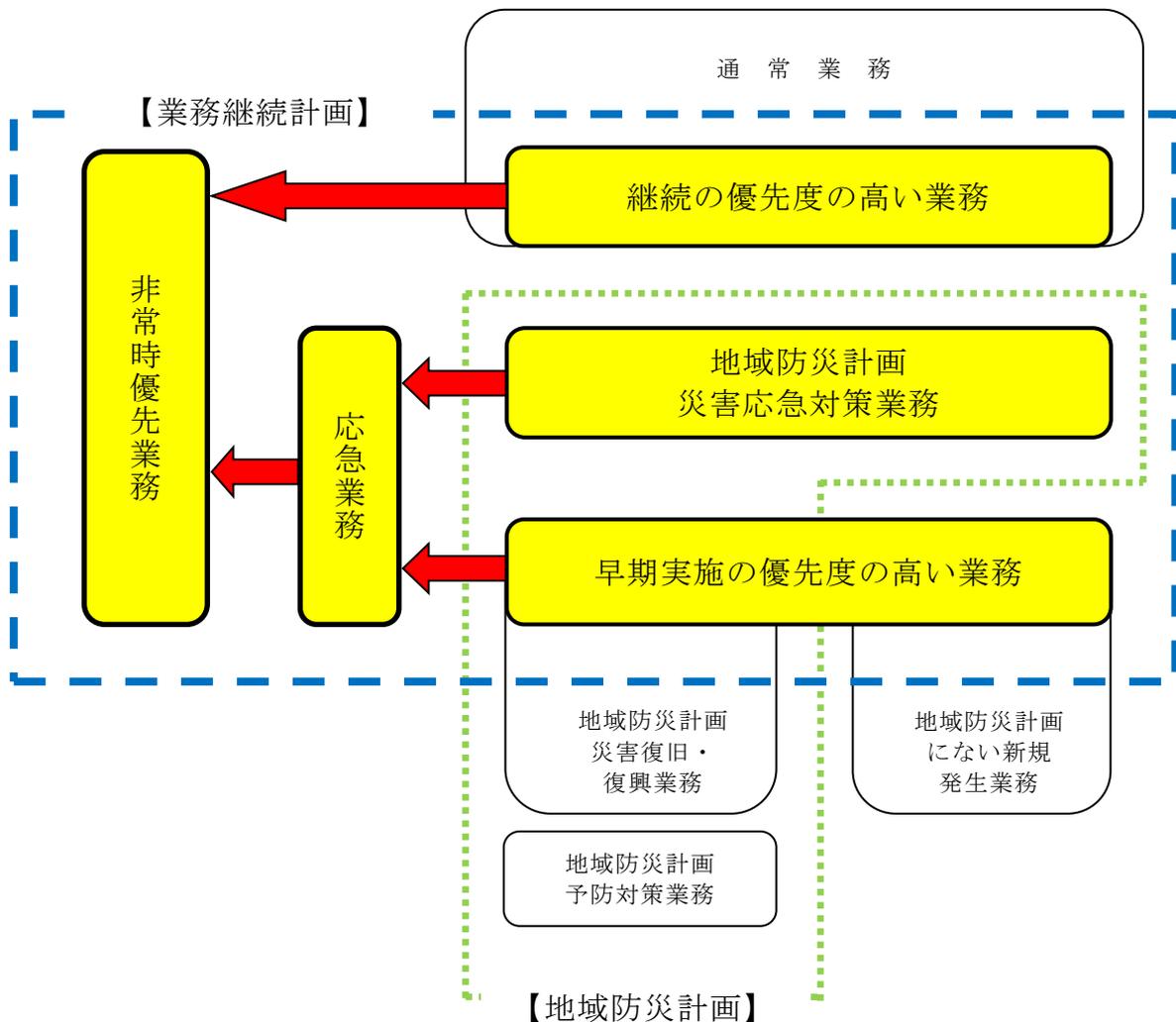


2 計画の位置付け

地震発生時の対応としては「高松市地域防災計画（地震対策編）及び（津波対策編）」がある。

この計画は、市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害の予防や応急対策、災害復旧・復興に関し、本市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的としており、庁舎や職員など行政の被災は想定していない。

これに対し、本計画は、庁舎や市職員など行政の被災を前提とし、応急業務や継続性の高い通常業務を特定するとともに、限られた資源を戦略的かつ効果的に活用して適切な業務執行を行うことを目的とする。



【地域防災計画との相違点】

	地域防災計画	業務継続計画
趣旨	災害対策基本法に基づき、災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時に必要資源に制約がある状況下であっても、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画
行政被災	行政の被災は必ずしも想定する必要はない。（想定はない。）	職員、庁舎、電力、情報システム、通信等の被災を想定し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防、応急・復旧、復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする。（「応急業務」だけでなく、優先度の高い通常業務「一般業務」も含む）
目標時間	必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める。（必要資源を確保し、目標時間までに非常時優先業務開始・再開する）
備蓄	業務に従事する市職員の飲料水・食料等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する市職員の飲料水・食料・トイレ等の確保について検討の上、記載する。

3 基本方針

市は、地震発生により市の機能が低下する状況であっても、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、市の行政機能を維持するために次の基本方針により業務継続の強化に取り組む。

- ① 地域防災計画に定める業務の遂行
- ② 継続性の高い通常業務の特定による行政サービスの継続
- ③ 非常時優先業務に必要な人員・資源の全庁的な調整

第2章 検討

1 対象及び実施体制

(1) 対象組織

本計画は、各出先機関についての業務継続体制を検討するものである。

(2) 非常時の業務継続体制

① 災害対策本部の設置

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、本庁に迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、次の基準に該当するときに、災害対策本部を設置する。（設置場所：高松市防災合同庁舎（危機管理センター）災害対策本部室）

ア 高松地方気象台が、市域に震度6弱以上を観測・発表したとき。

イ 高松地方気象台が、市域に震度5弱又は5強を観測・発表し、市内に大規

模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 津波予報区の「香川県」に大津波警報、津波警報の発表が予想されるとき。

エ 津波予報区の「香川県」に大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表されたとき。

② 動員基準

ア 第2次配備（警戒準備体制）：災害の発生するおそれがあり、今後の推移に特に注意を要するときなどに、情報収集、警戒、巡視、応急対策活動等に当たる体制

- 香川県の予報区に津波注意報が発表されたとき。
- 香川県の予報区に津波警報の発表が予想されるとき。
- その他必要により災害対策本部長（市長）が指示したとき。

イ 第3次配備（警戒体制）：災害が発生するおそれがある場合に、局地的又は小規模な災害に対応するとともに、情報収集、警戒、巡視及び災害応急対策に当たる体制

- 市内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき。
- 香川県に津波警報が発表されたとき。
- 重大な災害が発生するおそれのあるとき。
- その他の必要により、災害対策本部長（市長）が指示したとき。

ウ 第4次配備（非常体制）：相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は発生したとき等に、本部関係全職員により、応急対策、救助及び災害の拡大防止に当たる体制

- 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。
- 香川県に大津波警報が発表されたとき。
- 災害による被害が特に甚大であると予想されるとき
- その他の必要により、災害対策本部長（市長）が指示したとき。

なお、本部長（市長）に事故があるときの職務代行等については、高松市地域防災計画に定めた対応とする。

③ 災害時指定職員

コミュニティセンター等指定避難所において、地域住民とともに地域における災害応急対策を初動段階から迅速に行ない、災害による被害を最小限にすることを目的に災害時指定職員を指定している。

高松市内で震度5弱以上の地震を観測し、当該指定職員がその事実を確認したときは、連絡の取れる状況を確認し、指定避難所に迅速に参集し、指定職員業務に従事する。

2 想定する地震

本計画で想定する地震は、香川県地震・津波被害想定における南海トラフ地震のうち、千年に一度あるいは、それよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば甚大な被害をもたらす「最大クラス（L2）」の地震とし、その他の地震災害につい

ては、これを準用することとする。

香川県が平成25年から4回にわたり公表した、「香川県地震・津波被害想定（第1次～第4次）」による市内の被害想定は、次の表のとおりである。

【本市における南海トラフ地震（最大クラス）の被害想定】

項 目		被 害 想 定 の 概 要	
条 件	震源域	南海トラフ	
	マグニチュード	強震断層域 Mw=9.0 津波 " Mw=9.1	
現 象 の 予 測	震度分布	6強(大部分が6弱)	
	液状化	沿岸部や河川流域で発生	
	津波	<ul style="list-style-type: none"> ■最高津波水位：(高松港)海抜2.4m～2.7m。 (牟礼港)海抜3.7m。(志度湾)海抜3.8m。 ■本市の浸水面積：1,701ha。 ■最大浸水深：2.0m～3.0m。 	
建 物 被 害	揺れ	全壊	4,500 棟
	液状化	全壊	850 棟
	津波	全壊	380 棟
	急傾斜地崩壊	全壊	40 棟
	地震火災	全壊	390 棟 (冬18時)
人 的 被 害	建物崩壊	死者	270 人 (冬深夜)
		負傷者	4,200 人 (冬深夜)
	津波	死者	910 人 (冬深夜)
		負傷者	400 人 (冬深夜)
	急傾斜地崩壊	死者	* (少ないが被害はある)
		負傷者	* (少ないが被害はある)
	火災	死者	* (少ないが被害はある)
		負傷者	* (少ないが被害はある)
フロック塀・自販	死者	* (少ないが被害はある)	

	機・屋外落下物	負傷者	* (少ないが被害はある)
	揺れによる建物被害に伴う要救助者		1,300 人 (冬深夜)
	津波被害に伴う要救助者		250 人

項 目		被 害 想 定 の 概 要	
現象 の 予 測	上水道被害		断水人口 329,000 (79%)
	下水道被害		支障人口 64,000 (22%)
	電力被害		停電軒数 260,000 (100%)
	通信(固定・携帯電話)被害		不通回線数 71,000 回線 (78%)
			携帯停波基地局率 (70%)
都市ガス被害		供給停止戸数 39,000 戸 (72%)	
交通 施設 被害	道路(緊急輸送道路)被害		被害箇所 200 箇所
	鉄道被害		被害箇所 140 箇所
	港湾(防災機能強化港)被害		港湾被害箇所 40 箇所
生活 への 影響	避難者		避難者数 199,000 人
災害 廃棄 物	災害廃棄物		災害廃棄物量 537,000 t
	津波堆積物		津波堆積物量 595,000~953,000 t
そ の 他	エレベーターの停止		停止数 630 棟
	危険物	火災	* (少ないが被害はある)
		流失	* (少ないが被害はある)
		破損等	30 箇所

第3章 業務継続体制の確立

1 出勤職員数の算定

本庁のBCPを策定する際には、災害時に活動できる職員数（出勤職員数）について算出し、局内外での応援体制について検討した。

しかしながら、出先機関においては、当該機関が担う業務に着目し、必ず実施すべき業務を優先化し、そこに参集した職員を割り当てるという考え方とすべきである。このため、原則として、時系列での参集可能職員は算出しない。

【参考】

地域防災計画における動員計画

動員基準（抜粋）

	動員配備の基準	動員配備人員等
第4次体制（非常体制）	1 高松市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 香川県に大津波警報が発表されたとき。 3 災害による被害が特に甚大であると予想されるとき。 4 その他の必要により、本部長（市長）が指示したとき。	相当規模の災害が発生する可能性が極めて高いとき、又は発生したとき等に、本部関係全職員により、応急対策、救助及び災害の拡大防止に当たる体制。 （災害対策本部で対応） 本部員及び各部全員をもって当たるもので、状況により直ちに活動を開始できる完全な体制とする。

動員方法（抜粋）

- ・勤務時間外における動員

職員は、通信手段が途絶することも考えられるので、地震発生後、直ちに、ラジオ又はテレビを視聴し、前記動員の基準により原則として、各自の勤務場所に自主参集するものとする。

なお、参集に当たっては、自動車（二輪を除く。）を使用しないものとする。

2 出勤困難職員

災害の状況により事前に決めた場所に出勤できない職員は、まずは出先機関に参集し、指定の勤務場所に出勤可能となるまでの間、当該場所の所属長等の指示に従い、災害応急対策に当たる。

- 最寄の総合センター、支所、出張所、地域コミュニティセンター又は指定避難所
- 最寄の所属する局の事務所

3 避難者の状況

避難所へは、地震・津波等による建物被害、ライフライン被害及び余震への不安等により、多くの人々が避難する。避難所となる学校では、当初予定していた体育館や一部教室だけではなく、廊下や階段の踊り場等も避難者でいっぱいとなる。

発災直後は、生活必需品等の不足により、いわゆる在宅避難者も増加し、避難所

へ入りきれない方々は、車中泊や公園などでの自主避難者が多発する。

数日後からは、避難所での衛生上の問題が発生し、生活環境が悪化する。また、避難所でペットの問題が発生するとともに、広域避難にともない、ペットだけが多く残される。

1か月後になると、長期間車中泊をしている避難者の中に、エコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）が発症する。

また、避難所で活動する職員やボランティアの中に、過労やストレスで健康を害する者が発生する。

発災直後に比べ、日常生活に必要とする水や食料などのニーズが高まるが、依然供給不足の状態が続く。

4 指揮命令系統

各業務に関して、上位者の意思決定が迅速・確実に伝わり、重要な報告が上位者に適切に伝わるような指揮命令系統を確立する。

責任者が不在の場合も、必要な意思決定がなされるように、職務の代行や継承、具体的な非常時の事務の流れについて、あらかじめ定めておき、毎年度、人事異動に応じて確認する。

（事前の検討事項）

- 代行対象とする職務
- 職務代行予定者の決定ルール
- 職務代行者が職務代行する上で、必要な記録・データ等の種類や保管場所の把握
- 職務代行者が業務を遂行する上で、必要なその他の資源の確保
- 職務代行予定者の職員への周知
- 職務代行措置の終了及びその周知等に関する手順
- 職務代行を想定されている職員に対する教育・訓練

第4章 非常時優先業務の検討

業務継続計画の策定にあたり、大規模な地震発災時にあっても優先して実施すべき業務を特定すべきであり、これを**非常時優先業務**といい、**応急対策業務**と**継続性の高い通常業務**の2種類がある。

応急対策業務は、地震で発生した被害に対して、早急に実施する必要がある業務で、「高松市地域防災計画（地震、津波対策編）」に規定する災害応急対策業務及び、災害復旧・復興業務のうち早期実施の優先度の高い業務から選定する。

継続性の高い通常業務は、社会機能を維持するために必要な業務や、中断した場合に市民生活に多大な影響を与えるような業務を通常業務から選定する。

対象期間について、本市においては、被災者の救助・救出に当たる3日間は、やむを得ない通常業務を除き応急対策に専念し、その後、通常業務への移行が軌道に乗る期間として2週間を見込む。

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るため、発災後のいつ頃までに

業務を開始・再開する必要があるかを検討し、非常時優先業務を時系列で特定する。

第5章 業務継続体制の向上

1 職員への教育・訓練

本計画は、南海トラフ地震（最大クラス）を想定して検討・策定したものであり、発災時には業務継続計画に従って、非常時優先業務を行わなければならない。

このため、本計画の趣旨を全職員に周知徹底し、事前に各課内においてアクションカード等の作成により、連絡体制の確保、業務継続の重要性や各自の職務等を理解させることにより、職員の対応能力の向上を図ることが重要である。

（訓練の実施）

- ・ 参集訓練・災害対策本部図上訓練 等

（自宅での対応）

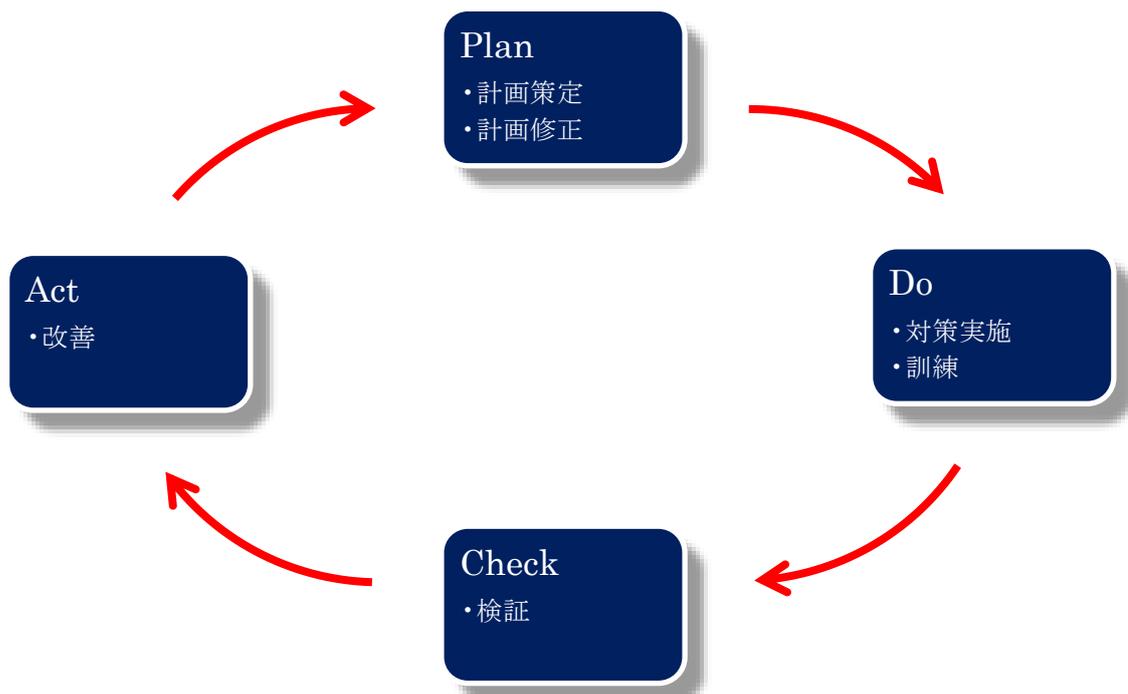
- ・ 自宅の耐震化・家具の転倒防止等・非常持出し品や非常備蓄品の準備
- ・ 家族の安否確認方法

（勤務時間内）

- ・ 執務室の防災対策・資機材や備蓄品の充実・マニュアル等の整備

2 計画の見直し

本計画は、訓練等により検証された問題点、本庁舎及び施設・設備の整備状況、他都市の被災体験から得られた知見等を踏まえ、PDCA サイクルを通じて計画の持続的見直しを行う。



第6章 個別事項の対応

1 沿岸部における対応

南海トラフ地震は海溝型地震であり、沿岸部では揺れや液状化、津波による被害の発生が想定されている。このことから、地震の揺れ及び液状化により海岸構造物が倒壊・沈降により機能しなくなり、津波が来襲して被害が拡大する。

また、揺れに伴う建物倒壊により下敷きになったところへ津波が来襲し、死者が発生するおそれがある。

このため、地震と津波による複合災害の発災に対し、十分な対策を講じる必要がある。

- ・地域防災計画に基づき、業務の継続を円滑に行うために、本計画の重要性や各自の職務等を理解させるとともに、訓練・研修等を通して職員の災害対応能力の向上を図る。
- ・津波発生時に円滑な避難を行うために、平時から地域の実情に応じた広報・訓練等の実施が必要であり、津波災害等発生のおそれがある場合には、地域防災計画の基づき、速やかな情報伝達と避難行動を行うこととする。

2 山間部における対応

大規模地震の発生時、山間部等に散在する集落において、道路の不通等で孤立する可能性がある。

過去の新潟県中越地震や岩手・宮城内陸型地震では、地震の土砂災害によって孤立集落が発生し、通信手段の断絶や道路損壊などにより、救助・救援活動に遅れが発生したことから、孤立する集落対策については、想定される被害対策への検討が必要である。

- ・地域防災計画に基づき、孤立するおそれがある集落の実態把握に努め、業務の継続を円滑に行うための通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄物資等の対策を推進する。
- ・本庁舎から自宅まで、徒歩で6 km、自転車・二輪で20 km以内の者が2時間以内に参集可能とする。（参考資料：距離マップ 3 km 6 km、10 km 20 km）

3 島しょ部における対応

本市における女木・男木・大島の島しょ部における災害は、地勢的要因により被害が急激に拡大するおそれがある。

また、海により隔てられているため、速やかな災害対応が困難となり、ライフラインの寸断や、道路損壊、港湾機能の低下等による孤立化が想定されるため、平時から初動体制の効率化を図ることが必要である。

- ・本市の救急艇、海上保安庁等の相互応援協定、民間事業者との災害時支援協定に基づき、災害状況の把握、負傷者や物資の搬送などを円滑に行うための体制整備、通信手段の確保等の対策を推進する。
- ・ヘリコプターの場外離着陸上を設定し、災害状況の把握、負傷者や物資の搬送など

を円滑に行うための体制整備を推進する。

- ・大規模災害時には長時間の孤立化が想定され、衣類や日用品、水、食料品、医薬品等を少なくとも3日間、可能であれば1週間以上の備蓄を推進する。

4 市町間連携の実効性の確保

南海トラフ地震など大規模災害が発生した場合は、広域かつ甚大な被害をもたらすことが想定され、被災市単独での対応が困難となる可能性が高い。

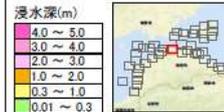
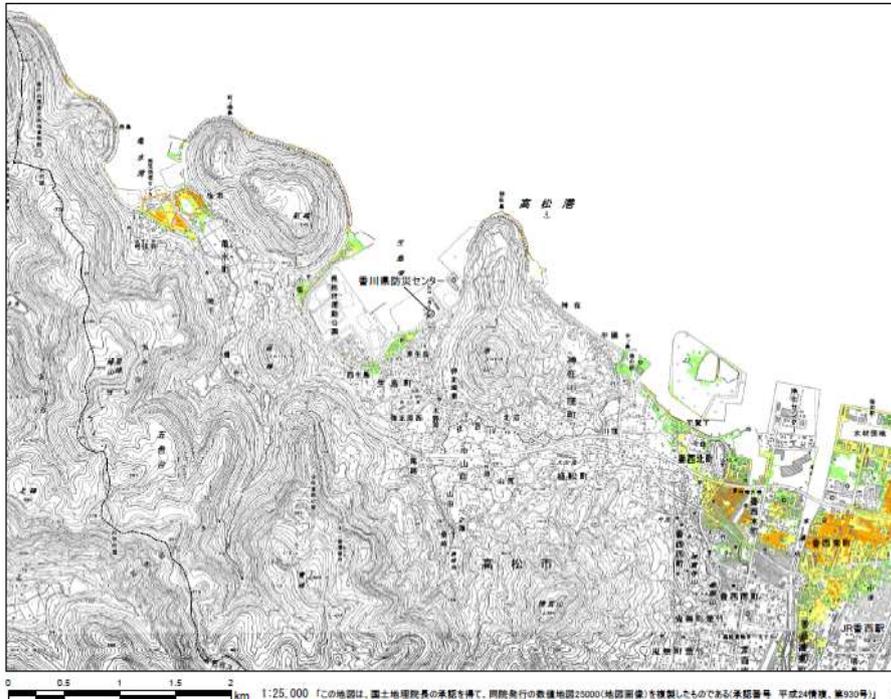
その場合は、市町間での相互応援・受援が迅速かつ円滑に行われることにより、効果的な災害対応を図る必要がある。

- ・地域防災計画に基づき、災害時の応援・受援を円滑に行うために、災害時の相互応援協定を締結している中核市を始め近隣各市町と、平時から密接な連携関係を確保・継続する。

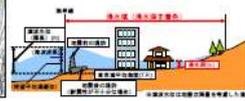
参考資料 (南海トラフの最大クラスの地震)

香川県津波浸水想定 地域海岸:高松 <高松市①>

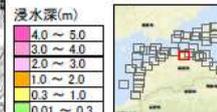
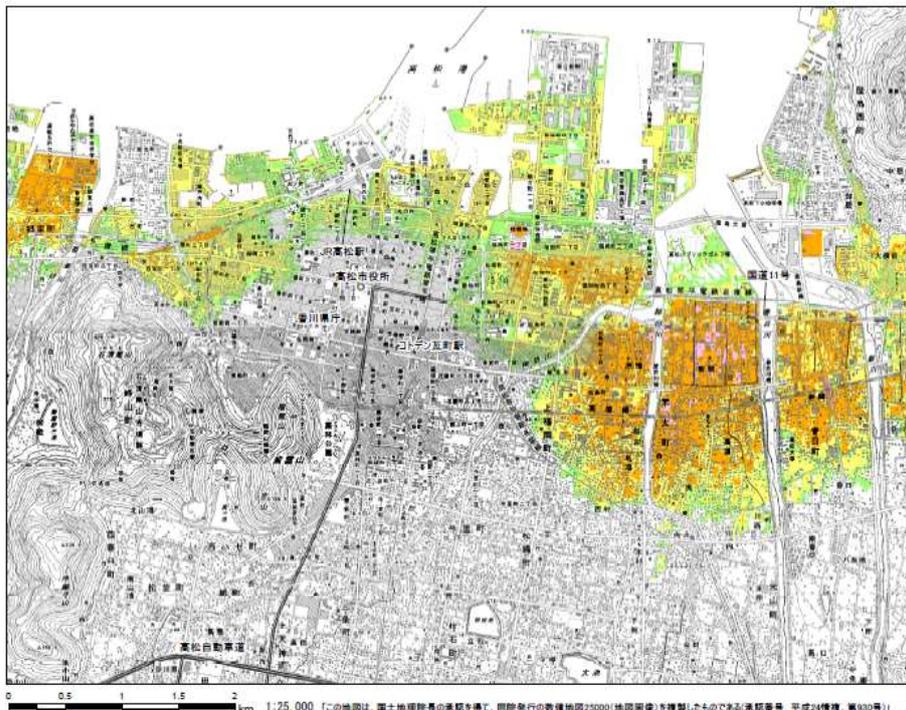
図面番号 12/40



- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを奨励するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が条件件下において発生した場合に想定される浸水の区域（津波域）と水深（浸水深）を算出したものです。
 - 最大クラスの津波は、想定時刻的発生に基づき、津波に襲撃して発生した津波の中核発生に想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水深や浸水率は、局所的な地形の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の状況等に關する計算条件との差異により、浸水域内でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を導くためのものであり、津波による災害の被害の発生範囲を決定するものではないことに注意下さい。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波だけでなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を反映していませんが、津波の上昇率により、湖沼には水位が変化することがあります。
 - 今後、数値の経年や地形の改修等により、設定の可能性が異なります。



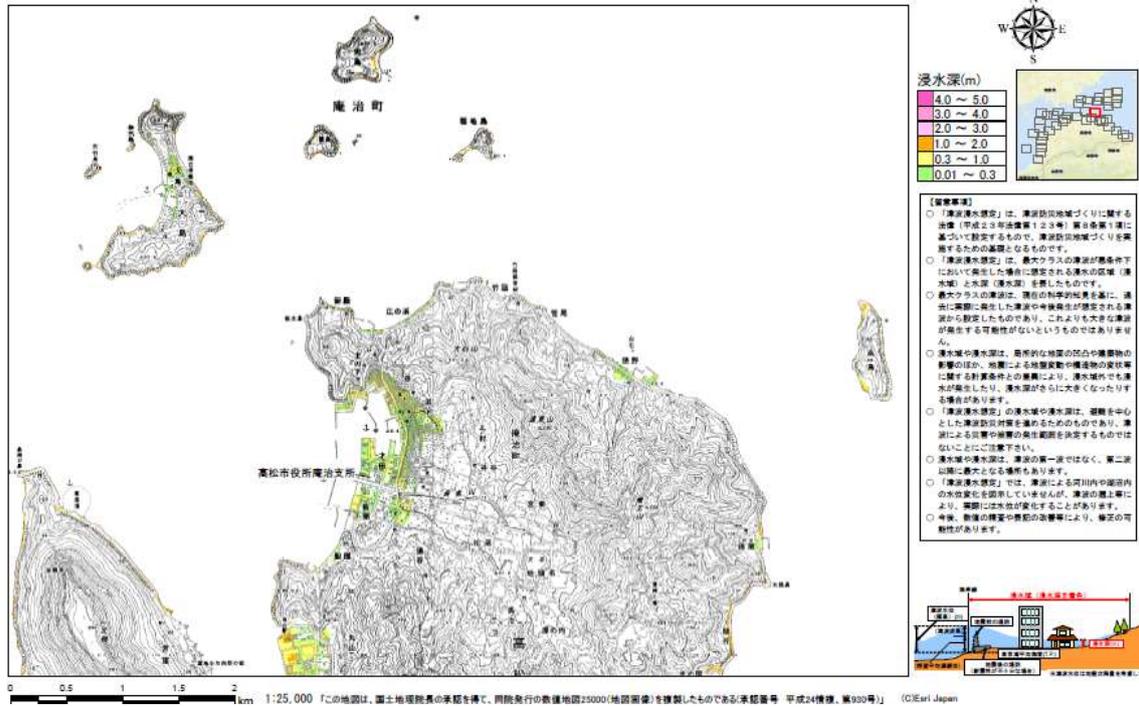
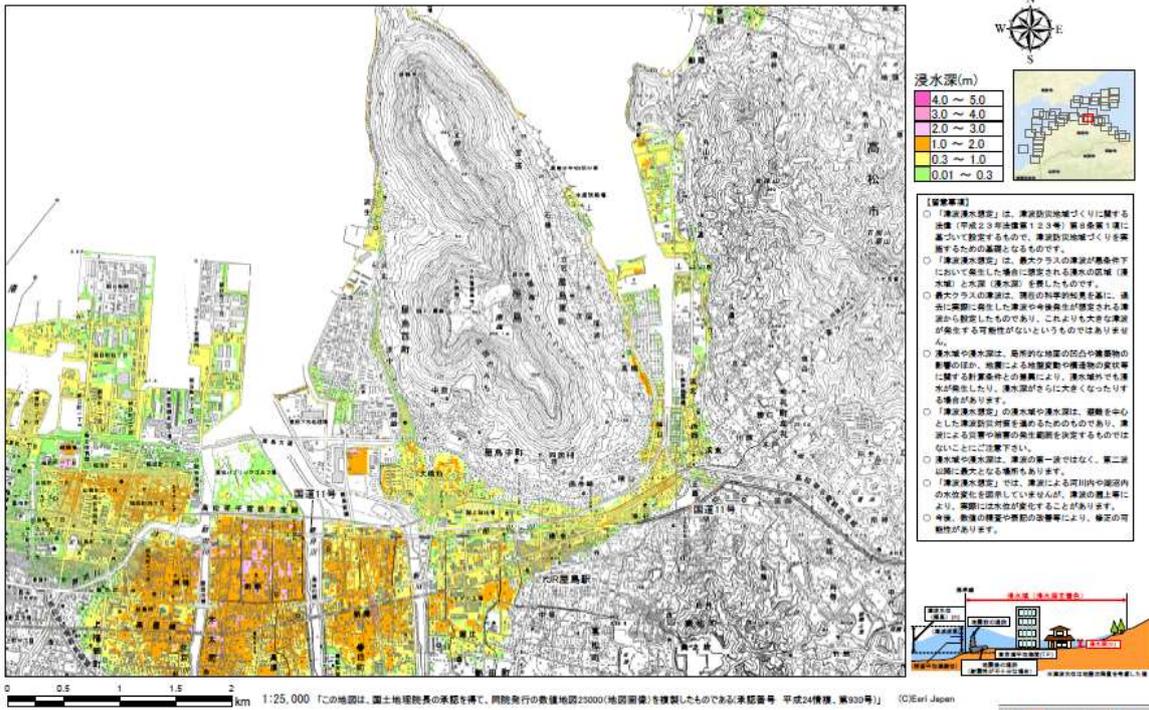
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情標、第930号)」 ©Eiri Japan



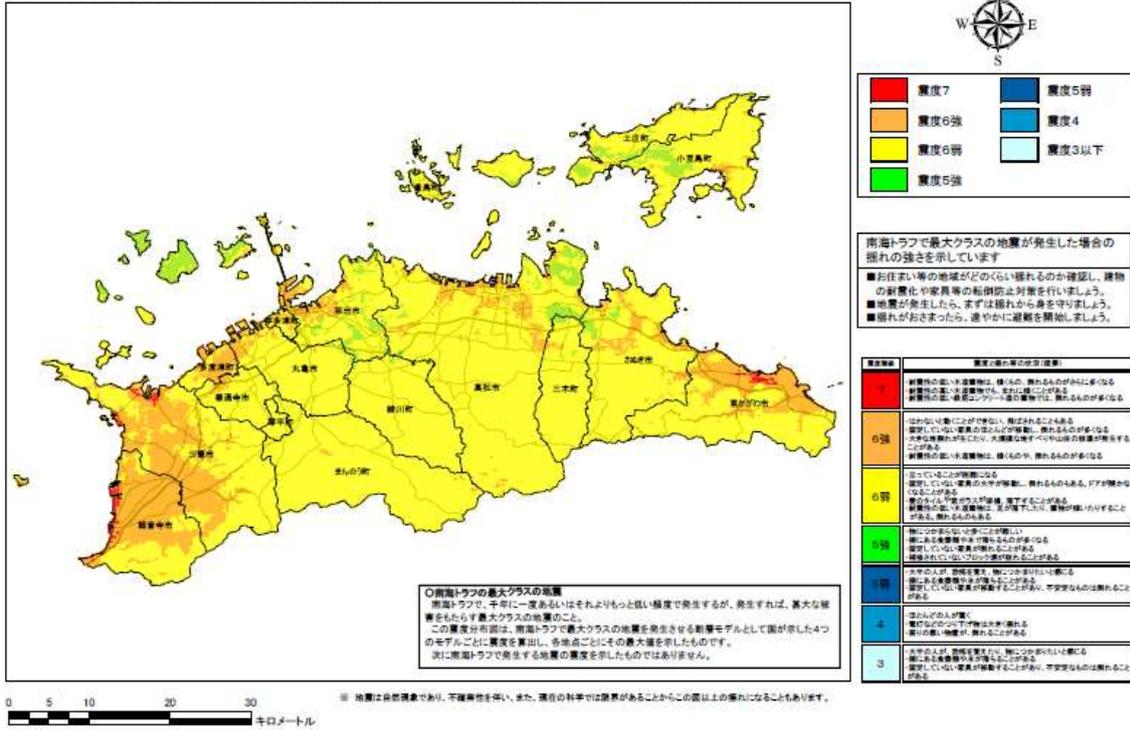
- 【留意事項】
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するもので、津波防災地域づくりを奨励するための基礎となるものです。
 - 「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が条件件下において発生した場合に想定される浸水の区域（津波域）と水深（浸水深）を算出したものです。
 - 最大クラスの津波は、想定時刻的発生に基づき、津波に襲撃して発生した津波の中核発生に想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。
 - 浸水深や浸水率は、局所的な地形の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地盤変動や構造物の状況等に關する計算条件との差異により、浸水域内でも浸水が発生したり、浸水深がさらに大きくなったりする場合があります。
 - 「津波浸水想定」の浸水域や浸水深は、避難を中心とした津波防災対策を導くためのものであり、津波による災害の被害の発生範囲を決定するものではないことに注意下さい。
 - 浸水域や浸水深は、津波の第一波だけでなく、第二波以降に最大となる場合もあります。
 - 「津波浸水想定」では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を反映していませんが、津波の上昇率により、湖沼には水位が変化することがあります。
 - 今後、数値の経年や地形の改修等により、設定の可能性が異なります。



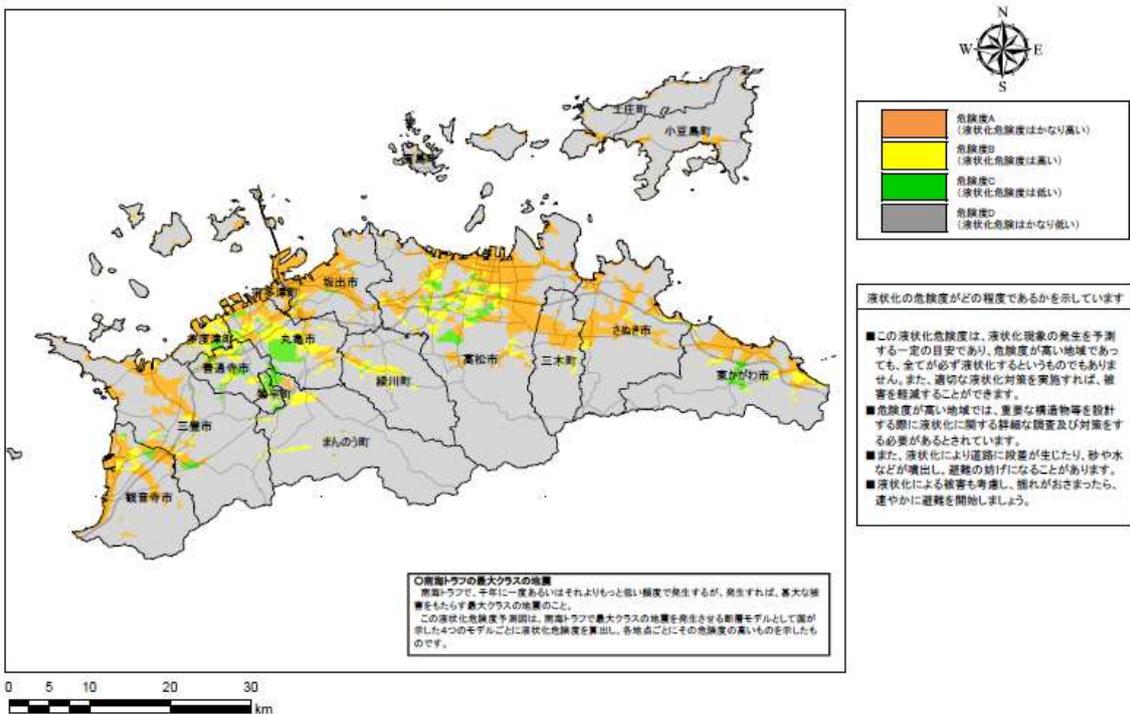
0 0.5 1 1.5 2 km 1:25,000 「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである(承認番号 平成24情標、第930号)」 ©Eiri Japan



香川県震度分布図(南海トラフの最大クラスの地震)



香川県液状化危険度予測図(南海トラフの最大クラスの地震)



目 次

非常時優先業務表		
出先機関共通業務	19
追加業務		
1 地域政策部		
① 地域振興課	20
② 牟礼総合センター	21
③ 山田総合センター	22
④ 仏生山総合センター	23
⑤ 香川総合センター	24
⑥ 勝賀総合センター	25
⑦ 国分寺総合センター	26
2 斎場公園【市民やすらぎ課】	27
3 市民サービスセンター【市民課】	28
4 文化センター【人権啓発課】	29
5 仏生山総合倉庫【財産経営課】	30
6 国民健康保険女木・男木診療所【国保・高齢者医療課】	31
7 地域包括支援センター	32
8 放課後児童クラブ【子育て支援課】	33
9 児童館【子育て支援課】	33
10 こども未来館	34
11 保育所、こども園【こども園運営課】	35
12 幼稚園【こども園運営課】	36
13 保健所		
① 感染症対策課	37
② 保健医療政策課	38
③ 生活衛生課	39
14 健康づくり推進課	40
15 環境業務センター		
① 環境指導課	41
② 環境指導課 適正処理対策室	42
③ 環境業務課	43
16 南部クリーンセンター	44

17	西部クリーンセンター	45
18	衛生センター	46
19	競輪場【競輪場事業課】	47
20	卸売市場【市場業務課】	48
21	美術館【美術館美術課】	49
22	埋蔵文化財センター【文化財課】	50
23	歴史資料館・菊池寛記念館【文化財課】	50
24	南部土木センター	51
25	下水道施設課	53
26	総合教育センター	55
27	高松第一高等学校	56
28	消防局【消防署・分署・出張所】	57

非常時優先業務表

[出先機関共通業務]

- ・ 出先機関における非常時優先業務は、次の業務を基本とする。
- ・ これ以外の非常時優先業務を実施する出先機関の個別の応急業務等は、次項に記載することとする。

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1 時 間	3 時 間	12 時 間	1 日	3 日	7 日	14 日
施設利用者や施設に避難してきた人の安全確保	利用者や施設への避難者を、災害想定区域外の安全な場所に誘導する。やむを得ない場合は、施設内又は最寄りの施設の安全な場所に一時的に避難させ、その後、状況に応じて指定避難所へ誘導する。	●	⇒	⇒	⇒			
津波避難ビルの対応	津波避難ビルに指定している施設は、夜間、休日であっても概ね1時間以内に開錠し、災害想定区域外へ避難できない避難者を受け入れる。	●	⇒	⇒	⇒			
施設管理	被害状況の把握。 自家発電装置などの稼働確認。応急修理検討。	●	⇒	⇒	⇒	⇒		
災害対策本部への報告	人的・物的被害状況や必要措置について本部に報告。	●	⇒	⇒	⇒			
応援職員の要請	対応困難な場合は、災害対策本部に人員の派遣要請			●	⇒	⇒	⇒	⇒

※注意点

出先機関の場合には、業務の専門性から、例えば、災害時の炊き出し活動の想定や仮設トイレの手配、災害ゴミの対応など応急業務に対する対応をできる限り具体的に想定する必要がある。また、地域との関わりが重要になる出先機関もあり、この場合にはコミュニティ協議会や自主防災組織との情報共有に関する作業も発生する。

[追加業務]

1 地域政策部

①【地域振興課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
避難の広報 (無線)	災害からの避難を呼びかける。	●	⇒	⇒	⇒			
地域の自主防災組織等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害時特設公衆電話の開設準備	設置施設は、電話機の準備をする。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害用備蓄物資の管理	倉庫に保管している備蓄物資を活用する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
支援物資の情報伝達	住民に物資情報を広報						●	⇒
臨時相談窓口の支援	本庁と連携し、場所の設定や広報、相談者の調整などを実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
窓口業務	本庁と確認し、必要最小限の窓口業務を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

② 【牟礼総合センター】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
避難の広報 (無線、車両)	災害からの避難を呼びかける。	●	⇒	⇒	⇒			
地域の自主防災組織 等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害時特設公衆電話 の開設準備	設置施設は、電話機の準備をする。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害用備蓄物資の管 理	倉庫に保管している備蓄物資を活用する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
支援物資の情報伝達	住民に物資情報を広報						●	⇒
臨時相談窓口の支援	本庁と連携し、場所の設定や広報、相談者の調整などを実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
窓口業務	本庁と確認し、必要最小限の窓口業務を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

③ 【山田総合センター】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
避難の広報	コミュニティ協議会を通して、災害からの避難を呼びかける。	●	⇒	⇒	⇒			
地域の自主防災組織等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害時特設公衆電話の開設準備	設置施設は、電話機の準備をする。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
支援物資の情報伝達	住民に物資情報を広報						●	⇒
臨時相談窓口の支援	本庁と連携し、場所の設定や広報、相談者の調整などを実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
窓口業務	本庁と確認し、必要最小限の窓口業務を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

④ 【仏生山総合センター】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
地域の自主防災組織等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害用備蓄物資の管理	倉庫に保管している備蓄物資を活用する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
支援物資の情報伝達	住民に物資情報を広報						●	⇒
臨時相談窓口の支援	本庁と連携し、場所の設定や広報、相談者の調整などを実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
窓口業務	本庁と確認し、必要最小限の窓口業務を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⑤ 【香川総合センター】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
避難の広報 (無線、車両)	災害からの避難を呼びかける。	●	⇒	⇒	⇒			
地域の自主防災組織 等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害時特設公衆電話 の開設準備	設置施設は、電話機の準備をする。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害用備蓄物資の管 理	倉庫に保管している備蓄物資を活用する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
支援物資の情報伝達	住民に物資情報を広報						●	⇒
臨時相談窓口の支援	本庁と連携し、場所の設定や広報、相談者の調整などを実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
窓口業務	本庁と確認し、必要最小限の窓口業務を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⑥ 【勝賀総合センター】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
避難の広報 (車両)	災害からの避難を呼びかける。	●	⇒	⇒	⇒			
地域の自主防災組織 等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
支援物資の情報伝達	住民に物資情報を広報						●	⇒
臨時相談窓口の支援	本庁と連携し、場所の設定や広報、相談者の調整などを実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
窓口業務	本庁と確認し、必要最小限の窓口業務を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

⑦ 【国分寺総合センター】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
避難の広報 (無線、車両)	災害からの避難を呼びかける。	●	⇒	⇒	⇒			
地域の自主防災組織 等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害時特設公衆電話 の開設準備	設置施設は、電話機の準備をする。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害用備蓄物資の管理	倉庫に保管している備蓄物資を活用する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
支援物資の情報伝達	住民に物資情報を広報						●	⇒
臨時相談窓口の支援	本庁と連携し、場所の設定や広報、相談者の調整などを実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
窓口業務	本庁と確認し、必要最小限の窓口業務を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2 斎場公園 【市民やすらぎ課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1 時 間	3 時 間	12 時 間	1 日	3 日	7 日	14 日
災害による死亡者増加への対応	<p>葬儀業者と情報交換し、市各斎場の受入可能状況を連絡するとともに、葬儀業者への依頼状況を把握する。</p> <p>県内斎場と情報交換し、県内各斎場の受入可能状況を把握する。</p> <p>斎場受入制限や式場の使用中止等について葬儀業者への協力依頼。</p> <p>稼働可能な斎場の受入時間延長等について地元への協力依頼。</p> <p>遺体の仮安置場所が必要な場合、その確保。</p> <p>その他対応策の検討および対応。</p>	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1 時 間	3 時 間	12 時 間	1 日	3 日	7 日	14 日
火葬業務	可能な限り業務の継続と受入件数拡大を図る。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

3 市民サービスセンター 【市民課】

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1 時 間	3 時 間	12 時 間	1 日	3 日	7 日	14 日
証明発行取次業務	証明発行業務については、本庁と確認し、システム等の稼働の確認。システム復旧までの間は、受付のみを実施。 また、取次業務については、本庁の担当課と相談し、受付を行う。				●	⇒	⇒	⇒

4 文化センター（上天神・田村・中川・中原・吉光・国分寺）【人権啓発課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
センター管理	被害状況の把握。 施設稼働箇所確認。応急修理検討。（応急修理は14日まで継続）	●	⇒	⇒	⇒	⇒		
要配慮者応急対策用務	毛布、応急用飲料水、食品の供与に関する用務。仮設トイレ、冬季であれば、暖房器具の手配。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
自主防災組織等と情報共有	地域の状況を把握するとともに、災害時指定職員や自主防災組織等と協力して本部からの情報を共有する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
避難の広報及び要配慮者支援	災害からの避難を呼びかけるとともに福祉事務所と協力して要配慮者への連絡等の支援を行う。	●	⇒					

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
相談業務	本課と確認し、災害対策本部との連携による緊急相談事業を実施。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

5 仏生山総合倉庫 【財産経営課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
公用車管理	被害状況の把握。 応急修理検討。	●	⇒	⇒	⇒			

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
公用車の計画的運用	災害対策面から、配置している公用車の計画的な運用を実施。				●	⇒	⇒	⇒

6 国民健康保険女木・男木診療所 【国保・高齢者医療課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
調査業務	建築物・物品等被災状況確認を行う。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
診療業務	来院する患者に対し診療を行う。 (被災の影響で患者等急増した場合は、各診療所医師1名看護師1名で開所する。)					●	⇒	⇒

7 地域包括支援センター

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
対象者の情報収集・支援活動	対象者の安否確認及び状況把握、保護等支援活動。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	委託事業所へ当該事業所が受託している対象者の安否確認依頼。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
被災者の健康調査・相談業務	方針や方法を情報共有。可能な個所から相談実施。				●	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
介護予防ケアマネジメント業務の電話対応	被災した要支援の方からの相談が想定されることから、可能な限り優先して対応する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
個別家庭訪問	可能な個所から再開を検討。				●	⇒	⇒	⇒
各種相談業務（電話対応）	被災した高齢者等に関する相談が想定されることから、可能な限り優先して対応する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
各種相談業務（訪問）	可能な個所から再開を検討。					●	⇒	⇒

8 放課後児童クラブ 【子育て支援課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
児童の引き渡し	学校関係者などと協力し、保護者への引き渡しを支援する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒		

9 児童館（ししまる、国分、新居・柏原、新居東、福家） 【子育て支援課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
児童の引き渡し	避難所担当者などと協力し、保護者への引き渡しを支援する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒		

10 こども未来館

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
施設利用者の安全確保	利用者がある場合は、身を守る行動を行うよう指示し、安全な場所へ誘導。	●	⇒	⇒	⇒			
施設管理	被害状況の把握。	●	⇒	⇒	⇒			
避難者の受入れ	指定避難所ではないが、災害発生直後の受入れ、状況に応じて避難所へ誘導。	●	⇒	⇒	⇒			
被害の情報収集、報告 (人的被害、道路被害等)	重度の人的被害や火災、道路の損傷状態の報告。	●	⇒	⇒	⇒			

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
業務の再開	本部の指示に従い、業務を再開する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

【注意点】

こども未来館は、指定避難所にはなっておらず、災害時緊急物資の備蓄もしていない。

11 保育所、こども園 【こども保育教育課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
児童の引き渡し	状況により保護者への引き渡しをする。	●	⇒	⇒	⇒			
児童の延長保育	保護者の被災による保育時間の延長。				●	⇒	⇒	⇒
緊急一時保育	災害対策のための緊急一時保育の実施。(入所児以外。)				●	⇒	⇒	⇒
緊急時の炊き出し	調理室の使用の協力。				●			

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
入所手続	被災による緊急入所児のうち、正式に入所する児童の入所手続、保育。					●	⇒	⇒

12 幼稚園 【こども保育教育課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
園児の引き渡し	状況により保護者への引き渡しをする。	●	⇒	⇒	⇒			
園児の延長保育	保護者の被災による保育時間の延長。				●	⇒	⇒	⇒
緊急一時保育	災害対策のための緊急一時保育の実施。（在園児以外。）				●	⇒	⇒	⇒
緊急時備蓄品、施設の提供	湯沸室の使用や、井戸水の提供等の協力。				●			

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
入園手続	被災による緊急入園児のうち、正式に入園する児童の入園手続、保育。					●	⇒	⇒

13 保健所

① 【感染症対策課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
感染症対策業務	情報収集、予防活動、感染症発生時の対応。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
感染症対策業務	感染症発生時の対応。感染症発生動向調査業務。結核対応業務。				●	⇒	⇒	⇒
感染症診査協議会開催	協議会を開催する。						●	⇒
B型、C型肝炎検査およびエイズ検査、相談業務。結核健康診断	必要に応じ、順次実施。							●

② 【保健医療政策課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
高松地区広域救護病院の情報収集	被災状況等の情報収集。		●	⇒	⇒	⇒		
高松市医師会に医療救護班の派遣を要請	本部に連絡後、指示があれば直接要請。		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
香川県に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請	本部に派遣要請事務を依頼。本部から県へ要請。		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
避難所・応急救護所の設置状況確認	状況確認後、本部へ報告。				●	⇒	⇒	⇒
備蓄医薬品の配給	災害医療対策として配給を検討開始、救護所への配給。		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
夜間急病診療所業務	可能な限り継続。応援が必要な場合は、本部と協議。				●	⇒	⇒	⇒
医薬品の管理	災害医療対策として管理。				●	⇒		
医療相談	相談業務開始を検討。				●	⇒	⇒	⇒

③ 【生活衛生課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
避難所でのペット対策	対応について関係機関に協力要請		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
応援・受援調整	状況に応じて、本部に人員を派遣、あるいは応援を要請。				●	⇒	⇒	⇒
相談業務開始	衛生管理、消毒方法等について、相談業務開始。				●	⇒	⇒	⇒
消毒業務	津波等の被害による床下消毒業務開始。						●	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
食中毒対応業務	避難所を含め、食中毒の警戒に当たる。				●	⇒	⇒	⇒
野犬捕獲業務	緊急性が高い場合に限る。				●	⇒	⇒	⇒
と畜検査業務	必要に応じて実施。				●	⇒	⇒	⇒
検査業務	必要に応じて実施。				●	⇒	⇒	⇒
薬事相談業務、通常 手続業務	再開を検討。					●	⇒	⇒

14 健康づくり推進課

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
要配慮者の情報収集	安否確認および状況把握。		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
地域巡回活動対策の決定	方針や方法を情報共有。被災住民のニーズ把握。				●	⇒	⇒	⇒
職員や支援者による避難者の健康管理業務	避難所に相談コーナー設置。					●	⇒	⇒
在宅避難者の健康管理業務	特に要配慮者については訪問巡回を実施。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
通常窓口業務	必要最小限に縮小。					●	⇒	⇒
健康相談業務	被災者の健康相談に応じる。					●	⇒	⇒

15 環境業務センター

① 【環境指導課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
災害による劣悪な水質汚濁や大気汚染の発生の有無の確認	情報収集に努め、周辺住民に避難の必要がある場合は、速やかに本部へ連絡する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒		
災害により発生する廃棄物の処理対策	許可業者への応援要請も含め、体制の検討及び実施。				●	⇒	⇒	⇒
災害により発生する廃棄物の仮置場の管理運営等	災害廃棄物の仮置場の管理・運営等の実施。				●	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
大気の常時監視に関する業務	異常値を確認した場合は、速やかに本部へ連絡。				●	⇒	⇒	⇒
水質異常事案の調査	異常値を確認した場合は、速やかに本部へ連絡。				●	⇒	⇒	⇒
廃棄物処理法業務	災害ごみとしての調整が必要な場合は本部と調整。				●	⇒	⇒	⇒
自動車リサイクル法業務	災害による廃車手続きの増加に対応する。					●	⇒	⇒
PCB特別措置法業務	災害によるPCB廃棄物の増加に対応する。					●	⇒	⇒

② 【環境指導課 適正処理対策室】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
ごみ収集車の管理業務	ごみ収集車の動作確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
仮置き場の設置運営	仮置き場の設置、運営及び案内 (環境指導課と連携)				●	⇒	⇒	⇒
災害廃棄物処理業務 (調査・収集運搬)	災害廃棄物の調査及び収集運搬 (環境業務課と連携)				●	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
ごみ収集相談業務	ホームページなどで情報発信。電話相談の実施。				●	⇒	⇒	⇒

③ 【環境業務課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
施設及びごみ収集車の管理業務	業務センターの被害状況の把握、ごみ収集車の動作確認	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害廃棄物処理業務（収集相談）	仮置場の案内、災害廃棄物に関する収集相談への対応				●	⇒	⇒	⇒
災害廃棄物処理業務（調査・収集運搬）	災害廃棄物の調査及び収集運搬（適正処理対策室との連携）					●	⇒	⇒
災害廃棄物処理業務（避難所）	災害廃棄物のうち、避難所廃棄物の調査及び収集運搬					●	⇒	⇒
災害廃棄物処理業務（応援要請）	委託業者・許可業者及び協定書を締結している団体への応援要請					●	⇒	⇒
災害廃棄物処理業務（廃棄物搬出）	仮置場から最終処分場までの廃棄物の搬出					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
定期収集業務	状況を見ながら収集可能な地域から確実に収集を再開				●	⇒	⇒	⇒
戸別収集業務	被害状況によって継続実施の有無を判断（災害廃棄物の戸別収集の優先等）				●	⇒	⇒	⇒
広報及び問い合わせ対応業務	通常業務（定期、臨時・粗大ごみ）における災害時の収集体制の広報、電話等での問い合わせ対応				●	⇒	⇒	⇒

16 南部クリーンセンター

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
委託会社に施設の被害状況の確認を行うよう指示	建物・プラント設備・ライフライン設備等の確認。非常用発電機の稼働確認。応急修理検討。	●	⇒	⇒	⇒	⇒		
被害の情報収集（人的被害、道路被害等）	重度の人的被害や火災、周辺道路の損傷状態の情報収集。	●	⇒	⇒	⇒			
西部クリーンセンターと業務量の調整	被害状況を情報共有し、ごみ処理対応について協議。				●	⇒	⇒	⇒
関係先へ臨時体制についての情報伝達	本庁へ稼働体制についての報告。				●	⇒	⇒	⇒
災害ごみの一時保管体制の確立	災害ごみの一時保管について検討し、受入が可能な場合には、地元との協議を行う。					●	⇒	⇒
一時保管業務	埋立処分地での搬入車両の誘導業務を委託会社に依頼。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
ごみの処理業務再開	設備点検後、再開。				●	⇒	⇒	⇒
埋立処分地の管理業務再開	設備点検後、再開。				●	⇒	⇒	⇒
ごみ収集相談業務	手法や場所を検討し、相談業務開始。					●	⇒	⇒

17 西部クリーンセンター

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
被害状況の情報収集 (施設・人的被害、 道路被害等)	施設・人的被害、周辺道路の損傷状況等の情報収集。	●	⇒	⇒	⇒			
破砕施設運転管理委託会社に施設の被害状況の確認を行うよう指示	出動を要請。建物・プラント設備・ライフライン設備等の確認。非常用発電機の稼働確認。応急修理検討。	●	⇒	⇒	⇒			
南部クリーンセンターと業務量の調整	被害状況を情報共有し、ごみ処理対応について協議。				●	⇒	⇒	⇒
関係先へ臨時体制についての情報伝達	本庁及び綾川町へ稼働体制についての報告。				●	⇒	⇒	⇒
災害ごみの一時保管体制の確立	災害ごみの一時保管について検討し、受入が可能な場合には、綾川町等との協議を行う。					●	⇒	⇒
一時保管業務	陶最終処分場での搬入車両の誘導。					●	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
ごみの処理業務再開	設備点検後、再開。				●	⇒	⇒	⇒
埋立処分地の管理業務再開	設備点検後、再開。				●	⇒	⇒	⇒
ごみ収集相談用務	手法や場所を検討し、相談業務の開始					●	⇒	⇒

18 衛生センター

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
し尿等の搬入について、許可業者との連絡調整	許可業者に、施設被害状況の確認・復旧が完了するまで、搬入の一時中断連絡並びに災害対応の協力要請。	●	⇒	⇒	⇒			
東部下水処理場の被害状況確認	し尿等送水の可否について確認。	●	⇒	⇒	⇒			
中継貯留槽等所管施設の被害状況確認	中継貯留槽施設等所管施設の被害状況確認。応急修理検討。		●	⇒	⇒	⇒		
避難所用の仮設トイレの調達	避難所用の仮設トイレの調達、設置、管理について協定業者へ要請。設置個所や今後の計画について本部と協議。			●	⇒	⇒	⇒	⇒
使用済み簡易トイレ用凝集剤の処分	処分についてクリーンセンター等関係課と協議。				●	⇒	⇒	⇒
三木町及び綾川町など関係機関と調整	貯留槽への一時貯留等、応急対策について協議。			●	⇒	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
し尿収集相談用務	手法や場所を検討し、相談業務開始。			●	⇒	⇒	⇒	⇒
し尿受入れ及び前処理施設運転	施設点検・復旧後、再開。		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

19 競輪場 【競輪場事業課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
競輪場の被害状況の確認	躯体を始め電気設備や通信設備などの確認。自家発電装置の稼働確認。応急修理検討。	●	⇒	⇒	⇒	⇒		
支援物資の輸送体制への協力	支援物資の輸送基地に備え、駐車場や競技場内で使用可能な場所の確保。				●	⇒	⇒	⇒
関係機関への連絡	施設の損傷状態及び復旧めどについて、競輪関係機関へ連絡。				●	⇒	⇒	⇒
業務の再開計画策定	競輪業務の再開めどについて、市民へ広報。						●	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
競輪業務についての問い合わせ対応	電話等で、相談業務開始。					●	⇒	⇒
競輪業務再開の準備	関係機関と調整。					●	⇒	⇒

20 卸売市場 【市場業務課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
市場再開について、卸売業者と協議	取引方法の変更を含め、協議。本部へ報告。				●	⇒	⇒	⇒
相互応援協定に基づき他市場へ応援要請	生鮮食料等の確保のため、他の市場と調整する。				●	⇒	⇒	⇒
関係機関への連絡	施設の損傷状態及び復旧めどについて、市場関係機関へ連絡。				●	⇒	⇒	⇒
業務の再開計画策定	市場業務の再開計画の策定及び、市民へ広報。				●	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
市場業務についての問い合わせ対応	電話等の問い合わせに対応する。				●	⇒	⇒	⇒

2.1 美術館 【美術館美術課】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル (高松市美術館、高松市塩江美術館 共通)	業務開始目標時期・実施期間						
		1 時 間	3 時 間	12 時 間	1 日	3 日	7 日	14 日
施設利用者の安全の確保	利用者がある場合は、身を守る行動を行うよう指示し、安全な場所へ誘導。	●	⇒	⇒	⇒			
施設管理	被害状況の把握。	●	⇒	⇒	⇒			
避難者の受入れ	津波避難ビル(高松市美術館のみ)なので、夜間、休日であっても概ね1時間以内に開錠し、災害想定区域外へ避難できない避難者を受け入れる。	●	⇒	⇒	⇒			
被害の情報収集、報告(人的被害、道路被害等)	重度の人的被害や火災、施設の損傷状態の報告。	●	⇒	⇒	⇒			

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル (高松市美術館、高松市塩江美術館 共通)	業務開始目標時期・実施期間						
		1 時 間	3 時 間	12 時 間	1 日	3 日	7 日	14 日
収蔵資料管理業務	収蔵品の安全確保。損傷した場合は、応急対策。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
業務の再開	本部の指示に従い、業務を再開する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

2.2 埋蔵文化財センター 【文化財課】

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
収蔵資料管理業務	収蔵品の安全確保。損傷した場合は、応急対策。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
業務の再開について検討	業務再開の検討。広報実施。						●	⇒

2.3 歴史資料館・菊池寛記念館 【文化財課】

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
収蔵資料管理業務	収蔵品の安全確保。損傷した場合は、応急対策。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
資料館業務再開について検討	業務再開の検討。広報実施。						●	⇒

2.4 南部土木センター

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
災害応急対策業務	道路・橋梁等の被害状況調査及び応急対策に関する業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害応急対策業務	道路交通の危険箇所に対する巡回および予防、交通規制等、交通安全対策に関する業務	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害応急対策業務	避難路および緊急輸送路の確保のための応急修理その他緊急措置に関する業務		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
災害復旧業務	災害箇所の復旧に関する業務				●	⇒	⇒	⇒
災害復旧業務	緊急輸送計画に関する業務				●	⇒	⇒	⇒
災害復旧業務	交通確保計画に関する業務				●	⇒	⇒	⇒
災害復旧業務	廃棄物処理計画に関する業務				●	⇒	⇒	⇒
災害復旧業務	公共施設等応急復旧計画に関する業務				●	⇒	⇒	⇒
災害復旧業務	道路公共土木施設復旧事業計画に関する業務				●	⇒	⇒	⇒
河川の被害調査および災害応急対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被害調査、応急対策業務 ・ 被害状況を確認し、本部へ報告 ・ 公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある箇所について優先的に行う 				●	⇒	⇒	⇒
河川の障害物除去	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の障害物除去業務 					●	⇒	⇒
公園、街路樹等の被害状況の調査	関係機関と調整の上、必要な応急措置を行う。被害状況を確認し、本部へ報告する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1 時 間	3 時 間	12 時 間	1 日	3 日	7 日	14 日
道路維持管理業務	道路橋りょう舗装等修繕工事に関する業務					●	⇒	⇒
道路維持管理業務	交通安全施設修繕に関する業務					●	⇒	⇒

25 下水道施設課

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
職員の安否確認・自動参集	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長が職員の安否確認を実施、所属の安否状況・参集情報を情報班長に報告 ・参集職員は、所属での確認を受けた後、各担当班に出向 ・班長は、班体制としての参集状況を把握し、情報班長に報告 	●						
施設の被害・稼働状況等調査	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性を確認の上、処理場等の被害・稼働状況を確認し、班長は情報班に報告 ・電源喪失による処理場・ポンプ場の稼働停止の際は、外部への支援要請等、緊急対応を早急に進める 	●						
必要機材の準備、班編成	点検・調査等に必要な機材の準備、班編成を整える		●					
緊急点検・調査	(発災から24時間以内に完了) 基本的に包括業務受託者が行うが、被災状況等により、市職員もマンホールポンプを優先して対応に当たる		●	⇒	⇒			
緊急措置	(発災から3日以内に完了) 基本的に包括業務受託者が行うが、被災状況等により、市職員もマンホールポンプを優先して対応に当たる		●	⇒	⇒	⇒		
浸水対策	浸水被害が想定される場合、市災害対策本部と連携し、水防活動を開始		●	⇒	⇒	⇒	⇒	
データ類の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・台帳類やバックアップ媒体等を安全な場所へ移動 ・バックアップデータが損傷した場合、復元処理を保守業者に依頼 				●			
一次調査	(発災から14日以内に完了) 準備が整い次第、調査開始					●	⇒	
応急復旧	(発災から30日以内に完了) 緊急点検・調査及び一時調査の結果を					●	⇒	

	踏まえ、必要な箇所について応急復旧実施							
--	---------------------	--	--	--	--	--	--	--

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
施設運営	処理場、ポンプ場、農業集落排水施設の運営全般	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
施設修繕	管轄する下水道施設等の修繕に関する事	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
廃棄物処分	廃棄物の適正処分に関する事	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
水質検査等	水質検査、周辺環境対策及び生活排水対策の調査	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
台帳管理	下水道設備台帳の管理に関する事	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

26 総合教育センター

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
教育支援センターに通室する児童・生徒や施設に避難してきた人の安全確保	利用者や施設への避難者を、災害想定区域外の安全な場所に誘導する。やむを得ない場合は、最寄り又は（津波避難ビルも含め）施設内の安全な場所に一時的に避難させ、その後、状況に応じて指定避難所へ誘導する。	●	⇒	⇒	⇒			

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
カウンセラーによる電話相談業務や、ICTを活用した学習支援業務などの再開検討	復旧状況に応じて再開を検討するが、応急業務を優先し、必要最小限とする。						●	⇒
学校訪問指導、教育支援センターに関する業務							●	⇒

27 高松第一高等学校

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
生徒の安全確保	安全確認後、生徒を保護者へ引き渡すが、状況に応じて、引き続き学校内で保護する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒

【継続性の高い通常業務】

通常業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
市教委や保護者への状況報告	市本部と協議し、学校状況の広報を検討する。		●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
学校業務の再開について検討	教育環境が整えば、再開を検討する。						●	⇒

28 消防局 【消防署・分署・出張所】

【応急業務】

応急業務名	業務内容・目標レベル	業務開始目標時期・実施期間						
		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
職員参集	徒歩、自転車、二輪で所属部署に参集する。 被災状況を収集、報告する。	●	⇒	⇒	⇒			
職員の確保	在勤者の点呼を行う。 職員招集状況を把握する。	●	⇒	⇒	⇒			
庁舎・設備の点検	出火防止行動をとる 庁舎、設備を点検する。 無線・電話等通信機器を点検する。 非常電源を確保する。	●						
車両・資機材等の点検	車両、資機材、装備等を点検する。 必要に応じ安全な場所へ移動させる。	●						
非常時災害対応 (消火・救出・救助・救急活動)	消防対策本部と連携して活動する。 火災最優先で活動する。 活動状況を把握、記録、整理する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
災害情報の収集・整理	管轄区域の災害情報を収集、記録、整理する。	●	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
避難誘導	避難指示等対象区域の避難広報・誘導を行う。 津波到達予想時刻1時間前までに退避する。	●	⇒					
警戒・巡視・広報	2次的災害の発生を防止するために必要な警戒、巡視、広報を行う。				●	⇒	⇒	⇒